

**重要**

災害から自分の身を守るために

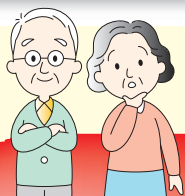
# 災害時要援護者登録制度



高齢者や障がいをお持ちの方を災害から守るため、名簿づくりを行います。

災害が発生したときや災害のおそれがあるときには、自力で避難することが難しい高齢者や障がいをお持ちの方など(災害時要援護者)に対して、災害(避難)情報の伝達や避難場所への誘導などの支援が必要となります。

瀬戸内市では、支援を必要とする方を把握するために、災害時の支援を希望される方からの登録申請を受け付けます。その登録を基に名簿(災害時たすけあい台帳)をつくり、地域の支え合い・助け合いによって、災害時要援護者を支援できる仕組みづくりを推進します。



災害時要援護者

災害時要援護者登録制度の仕組み(イメージ図)

制度登録の申込

瀬戸内市

日ごろの見守り  
災害時の支援

災害時たすけあい台帳の  
提供・更新

地域ささえあいネットワーク

地域の支援者や組織

自主防災会(自治会)・民生委員児童委員・避難支援者

## 1 対象となる方

災害時に、家族などの支援だけでは避難することができない、又は家族などの支援が受けられない在宅の方で、次の①から⑦に該当される方が対象です。

※住所・氏名、お体の状況等の個人情報を、地域の支援者や組織の方に提供することに同意が必要です。

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| ① | 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯        |
| ② | 身体に障がいのある方(身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方)   |
| ③ | 精神に障がいのある方(精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方) |
| ④ | 知的障がいのある方(療育手帳Aをお持ちの方)           |
| ⑤ | 介護保険における要介護度3以上の認定を受けている方        |
| ⑥ | 難病をお持ちの方                         |
| ⑦ | その他支援が必要とされる方(昼間ひとり暮らしの高齢者など)    |

## 2 登録の手続き

### (1) 登録申請書の提出先

登録申請書の提出先は下記のとおりです。

【ゆめトピア長船】 保健福祉部福祉課

【長船支所】 保健福祉部いきいき長寿課

【市役所本庁】 保健福祉部邑久分室

【牛窓支所】 市民生活部牛窓支所

### (2) 代理による登録申請

原則、本人による登録申請ですが、記入が困難な場合など本人で手続きできない場合は、配偶者、扶養義務者、保護者など代理による登録申請ができます。

### (3) 避難支援者の記入

避難支援者を決めていただき、その方の住所・氏名等を登録申請書の「災害時に避難を支援してくれる方や組織」の欄に記入していただきます。

避難支援者とは、災害が発生もしくは発生するおそれがあるとき、支援が必要な方に対して、安否の確認や情報の伝達、避難場所への誘導をしてくれる隣近所や地域の方になります。

記入の際に、申請者本人から避難支援者となって欲しい方へ依頼し、承諾をいただいでください。

## 3 地域への情報提供

市では登録申請していただいた情報を基に、名簿(災害時たすけあい台帳)を作成し、これを地域の支援者や組織に提供します。

地域では、この名簿を使って、「支援が必要な方をどのように安全に避難させるのか。」を話し合って決めておくなど、地域における支援に役立てていただきます。

このため、登録申請書に記入した個人情報や地域に提供することについて同意していただくことが必要です。

(提供する情報は、支援活動に最小限必要なものとして、生年月日や要介護度、障害者手帳の等級などを除いたものとなります。)

なお、登録申請書に記入していただいた個人情報は、市及び地域の支援者や組織において、適切に管理し、支援以外の目的には使用しません。

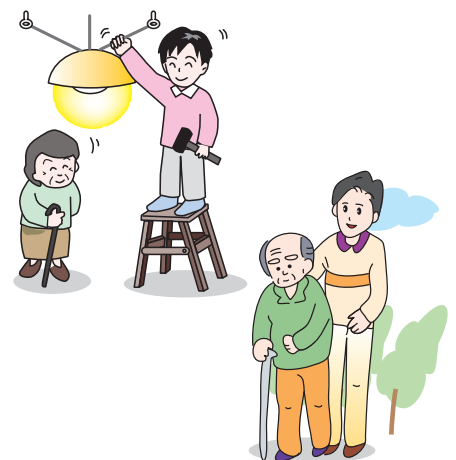


## 4 おねがい

この制度は、あくまでも普段からの地域の支え合い・助け合いの中で災害時の被害を少しでも減らそうとするものです。

登録をしても、災害の規模や発生場所、時間帯によっては支援できないこともあるため、地域の支援者や組織の方の責任において支援するといった仕組みではないことを十分ご理解の上、登録申請をしてください。

支援を希望される方自身も、ご自宅の家具の固定や、非常持出品の準備などできる限りの防災対策をするなど、自分の身は自分で守る「自助」努力をして、普段から地域行事への参加などを通じて、地域の方々と積極的にコミュニケーションを図り、良好な関係を作っておきましょう。



お問い合わせ先

瀬戸内市役所 保健福祉部

いきいき長寿課 TEL:(0869) 26-5948 FAX:(0869) 26-8840

福祉課 TEL:(0869) 26-5943 FAX:(0869) 26-8002